

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その)
(規定により次とおり告示する。)

平成十年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)

生活保護法による診療所の廃止 (〃)

国土調査法による事業計画の決定 (農村整備課)

開発行為に関する工事の完了 (二件) (都市計画課)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正 (会計課)

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の
数等

個人演説会等を開催することができる施設の指定

◇公 告 獣銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)

◇調達広告 公募型指名競争入札の実施 (管理課)

◇雜 報 平成十年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (住宅課)

告 示

鳥取県告示第四百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関
を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基
づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に
より次のとおり告示する。

平成十年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基
づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に
より次のとおり告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
主たる事務所の所 在地	訪問看護ステーション (老人訪問看護ステーション)	指 定 年 月 日
なかの薬局 さくら薬局卯垣店	鳥取市若葉台南六丁目二三一八 鳥取市卯垣四丁目一〇一一	平成十年五月二十八日 〃
湖山歯科医院	気高郡気高町北浜三丁目四七	平成十年六月一日
鳥取市若葉台南六丁目二三一八 鳥取市卯垣四丁目一〇一一	訪問看護ステーション (老人訪問看護ステーション)	指 定 年 月 日
東伯郡東伯町大字 逢東二二一〇 西伯郡中山町田中 はまなす訪問看護ステー ション	ケ野 東伯郡東伯町大字逢東一 二〇六一 西伯郡中山町田中六四六一	平成十年五月一日 平成十年五月一十八日
東伯郡東伯町大字 逢東二二一〇 西伯郡中山町田中 はまなす訪問看護ステー ション	ケ野 東伯郡東伯町大字逢東一 二〇六一 西伯郡中山町田中六四六一	平成十年五月一日 平成十年五月一十八日

船岡町	郡家町	福部村	国府町	倉吉市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	調査を行う者 の名称	調査地域	鳥取県知事 西尾邑 次	智頭町	八東町	八頭郡八東町大字富枝、大字妻鹿野、大字志谷、大字南、大字島及び大字北山の各一部
本及び大字塙上の各一部	八頭郡船岡町大字水口、大字殿、大字橋 井の各一部	八頭郡郡家町大字久能寺、大字池田、大字万代寺、大字石田百井及び大字土師百 字の各一部	八頭郡福部村大字箭渓及び大字八重原の各一部	岩美郡国府町大字木原の一部	倉吉市大字大立、大字立見及び大字上大 立の各一部	鳥取市海藏寺、桂木、生山、船木、香取、 祢宜谷及び広岡の各一部	平成十一年三月 三十日まで	調査期間	調査面積 (平方キロメ トル)	平成十年六月五日	東郷町	東郷町	八頭郡智頭町大字新見、大字惣地、大字宇波、大字口宇波、大字中田、大字坂原及び大字岩神の各一部
○・六八	二・四一	二・六六	○・八九	三・一五	〇・五四	〇・五四	一・五	一・五	一・五	一・五	三・六二	四・三一	一・五五

岸本町	会見町	西伯町	赤崎町	東伯町	北条町	関金町	三朝町	東郷町	智頭町	八東町	八頭郡八東町大字富枝、大字妻鹿野、大字志谷、大字南、大字島及び大字北山の各一部
西伯郡岸本町大原及び真野の各一部	西伯郡会見町田住、市山、朝金及び荻名の各一部	西伯郡西伯町大字阿賀及び大字境の各一部	西伯郡赤崎町大字梅田、大字箇津、大字湯坂、大字光及び大字八幡の各一部	東伯郡東伯町大字徳万、大字丸尾、大字見の各一部	東伯郡北条町北尾、島及び米里の各一部	東伯郡関金町大字安歩及び大字大鳥居の各一部	東伯郡三朝町大字山田、大字福本、大字三朝、大字砂原及び大字福山の各一部	佐美及び大字埴見の各一部	東伯郡東郷町大字長江、大字門田、大字佐美及び大字岩神の各一部	東郷町	東郷町
二・〇八	三・九〇	二・一〇	一・四七	一・一六	一・八六	一・〇五	一・六二	四・三一	一・五	一・五五	一・五八

淀江町	西伯郡淀江町大字高井谷、大字稻吉、大字中西尾、大字富繁、大字西尾原、大字福井、大字福頼、大字西原、大字淀江、大字今津、大字平岡、大字小波及び大字中間の各一部	二・九一
大山町	西伯郡大山町末吉、国信、末長、上野、唐王、福尾、所子、清原、莊田、妻木及び富岡の各一部	二・二九
中山町	西伯郡中山町住吉、退休寺、羽田井、東積、樋口、石井垣、潮音寺、赤坂及び下甲の各一部	二・〇一
日南町	日野郡日南町矢戸の一部	一・五一
溝口町	日野郡溝口町荘の一部	〇・四二

鳥取市
鳥取市長 西尾道富

鳥取県告示第四百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年六月二十七日 鳥取県指令郡土維八第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡船岡町大字船岡字青木下夕及び字中向田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取いなば農業協同組合

代表理事組合長 横山英雄

平成十年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百一十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成十年七月十三日から施行する。

平成十年六月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 鳥取市金沢字新川

第一号の表中
銀座支店

東京支店 東京都中央区日本橋兜町
東京都中央区新富二丁目

本橋兜町
に改める。

東京支店 東京都中央区日本橋兜町
東京都中央区新富二丁目

を

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

鳥取県の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第七十四

条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十一号）第八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十年六月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

施設の名称	所在地
大山町総合福祉センター	西伯郡大山町末長五〇一一

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

大山町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十一條第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年六月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

公 告

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

九、六三一

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一六〇、五一〇

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一一七、二一八八

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一一五、四五〇

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一三一、一六一

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

九、八六二

鳥取県公安委員会委員長 松 本

憲

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成10年6月5日

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成10年7月7日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市糀町一丁目151 鳥取県米子警察署	倉吉、八橋、米子、境港、 溝口、黒坂の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成10年7月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 獣銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,000円
イ 経験者講習 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を統砲刀剣類関係手数料納付書に
り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年6月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工事名 勝部川特定治水（住宅関連）改良工事
(2) 工事場所 気高郡青谷町大字青谷
(3) 工事内容

ア 本件工事は、二級河川日置川に架かる橋りょう上部工 ($L = 48.0\text{m}$, $w = 6.0\text{m}$) を製作し、架設する工事である。
 イ 橋架設工法については、架設術架設工法とし、日置川左岸側の町道交通を妨げないよう施工する必要がある。

(4) 工事の諸細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重： A活荷重

上部工型式： 2径間単純ポストテンションPC床版橋

橋 長： $L = 48.0\text{m}$

支 間 長： $23.14\text{m} + 23.14\text{m}$

幅 員： 全体 $W = 6.0\text{m}$

(内訳 車道=4.0m、路肩=1.0m×2)

平面線形： 直線（斜面：左70度）

架設工法： 架設術架設工法

橋 体 工： プレキャストPCセグメント橋

橋 面 工： 補装工一式

(5) 工期 平成10年7月から平成11年3月20日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

イ 共同企業体は、2名による自主結成とする。

ウ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となること ができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者 であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木 一式工事）の許可を受けていること。

ウ 鳥取県の平成10年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事に係 るものを有すること。

エ 建設業法第29条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10 月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果にお ける土木一式工事の総合評点が1000点以上であること。

オ 平成10年6月5日（金）から同年6月30日（火）までの間のいずれの日においても、鳥 取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けて いないこと。

カ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者 又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の 3の規定による一級又は二級土木施工監理技士の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資 格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 鳥取県の平成10年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、プレストレス・ コンクリート工事に係るものとすること。

イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10 月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木 一式工事の総合評点が1300点以上の者でプレストレス・コンクリート工事を主

な受注工事（一般土木工事ヒプレスト・コンクリート工事の完工工事高に対するプレストレスト・コンクリート工事の完工工事高の比率が直近の過去5営業年度の平均で50%以上）としているもの

ウ 昭和63年度以降に、床版橋（道路橋に限る。）上部工事の橋製作から架設工事までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

エ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 昭和63年度以降に、同種工事を施工監理した実績がある者であること。

(イ) 主任技術者にあっては、建設業法施行令第27条の3の規定による一級又は二級土木施工監理技士の資格を有する者であること。

(ウ) 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格若証者の交付を受けている者であること。

3 技術資料作成要領の提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成10年6月5日(金)から同月12日(金)までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 烏取県土木部管理課建設業係（県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出があっても、必ずしも指名されることは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

雑 報

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成10年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成10年6月5日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 河野正三

1 試験の日時 平成10年10月18日(日)午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により試験の一部の免除を受ける者（以下「指定講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所	鳥取市湖山町北二丁目401 鳥取県立鳥取商業高等学校	8 数料は、本人負担とする。
3 試験の内容	おおむね次の事項について、平成10年4月1日に施行されている法令により行う。 ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。	
4 試験の方法及び出題数	イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。 ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。 エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。 オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。 カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。 キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。 ただし、指定講習修了者については、ア及びオに掲げる事項に関する試験を免除する。	
5 受験資格	ただし、指定講習修了者については、45問とする。	8 受験申込み
6 試験案内及び受験申込書の配布	ただし、指定講習修了者については、45問とする。	(1) 申込期間及び時間 平成10年7月27日(月)から同月31日(金)までの午前9時30分から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。なお、郵送による場合は、平成10年7月31日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。
7 受験手数料及び納付方法		(2) 申込場所
(1) 受験手数料 7,000円		社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部 鳥取市富安二丁目69 鳥取たばこ販売ビル2階
(2) 納付方法 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財團法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと。この場合、払込手		社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部 倉吉市宮川町179-4
		社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部 米子市日久美町34-17
8 受験申込み	郵送による場合は、社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部に、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。	
9 合格発表	(3) 提出書類	
(1) 発表の期日 平成10年12月2日(水)	イ 受験申込書(裏面に、受験手数料納付済を証する郵便振替払込受付証明書をはつたもの)	
(2) 発表の方法 鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎並びに8の(2)の申込場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人へ合格証を送付する。	ウ 指定講習修了者については、講習修了者証 (修了試験合格年月日が試験実施日前3以内のものに限る。)	

9 平成10年6月5日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第6983号

10 試験に関する問い合わせ先 總務課 土木部住宅課（鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7411）及び社団法人鳥取県宅地建物取引業協会（電話0857-23-3569）